

令和5年度千葉県サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者更新研修実施要領

1 開講目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の知識及び技術の維持並びに向上を図ることを目的とします。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであり、サービス管理責任者等として必要な実務経験等を証明するものではありませんので御留意ください。

2 実施主体

特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会（千葉県指定研修事業者）

3 受講対象者（定員 1, 620名）

(1) 平成31年3月31日までに、①②の両方の要件を満たしている方。

①相談支援従事者研修（講義2日部分）又は相談支援従事者初任者研修を修了している。若しくは旧障がい者ケアマネジメント研修修了に加え、相談支援従事者初任者研修（1日課程）を修了している。

②サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者研修を修了している

上記の要件を満たす方は、令和6年3月31日までに1回目の更新研修を修了する必要があります。この1回目の更新研修には、在職要件や実務経験要件はありません。

(2) 上記に加えて、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者更新研修を一度も受講していない方。

※ 現在、法人に所属していなくても申し込み可能ですが、千葉県内の事業所にお勤めまたはお勤め予定の方を優先とします。

4 受講料

15,000円

※ 受講料は当日、現金にて受付でお支払いいただきます。

5 研修内容

厚生労働省の定めるサービス管理責任者等更新研修標準カリキュラムに基づき実施。

令和5年度末までは、経過措置の適用により講義及び演習を1日の日程で行います。

6 研修日程及び会場（構成：講義及び演習の1日間）

回数	日程	会場
第1次	令和5年9月13日（水）	ホテルグリーンタワー幕張
第2次	令和5年9月20日（水）	4階ロイヤルクレッセント
第3次	令和5年10月3日（火）	
第4次	令和5年10月24日（火）	住所：千葉市美浜区ひび野2丁目10-3

第5次	令和5年11月10日(金)	※駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。
第6次	令和5年11月29日(水)	
第7次	令和5年12月5日(火)	
第8次	令和6年1月16日(火)	
第9次	令和6年1月18日(木)	
第10次	令和6年2月1日(木)	

※ 研修時間は各日午前9時から午後5時までの予定です。

詳細は受講決定通知でお知らせします。

※ 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、ZOOMによるオンライン開催になる可能性があります。(その場合ZOOMでの参加が難しい方には、別日程による会場開催も検討します(日程は主催者指定)。)

7 受講申込の方法

受講申し込みは、「R5サビ管等更新研修申込システム」を利用した申込みと、必要書類の郵送の両方が必要となります。下記(1)、(2)をよく読んで、手続きを行ってください。

(※動作環境 OS: Windows 10 / 11 (推奨 64bitOS)、

メモリ:4GB以上(推奨 64bitOS+8GB以上)、推奨メールソフト:Outlook2016以降)

法人に所属している場合は、原則法人から申込手続きしてください。

法人に所属していない場合は、個人からの申込みも可能です。

(1) R5サビ管等更新研修申込システムによる手続き

① 「R5サビ管等更新研修申込システム」を下記にアクセスし開く

(<https://chibaseijikyuu.sakura.ne.jp/kensyu51/login.html>)

※リンクをクリックしても、システムが表示されない場合は、上記URLをコピーし、ウェブブラウザのアドレスバー(検索ソフト等の画面上部)に貼り付けてください。

「検索ワード」等に貼り付けると、正しく表示されませんのでご注意ください。

② 連絡先メールアドレスを入力し次へ進む。

③ 連絡先メールアドレスに「R5サビ管等更新研修申込システム」よりメールが送付される。

※迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。

⑤ 送付されたメールに記載されたURLにアクセスする。

⑥ 画面に従って、必要項目を入力

※必須項目の未入力や入力不可な記号等、不備があるとエラーメッセージが表示され、確認画面に進めません。

⑦ 受講可能な日には全てチェックを付けてください。

⑧ 入力内容確認後「確定」ボタンを押し、申し込みを完了する。

⑨ 受講希望者のメールアドレスに申込完了通知メールが送付される。IDが書かれているので、メールは廃棄せずに保存しておいてください。次の(2)の手続きに必要です。

※R5サビ管等更新研修申込システムは、システムメンテナンスや通信障害等により利用

を停止することがあります。電子申請は早めに手続きしてください

(2) 下記 1～4 を作成、添付の上、法人単位でとりまとめの上、申込先に郵送してください（封筒に「更新研修申込」と朱書き）

1	受講確認書 (別添様式)	法人に所属している方は、法人代表印の押印が必要です。(施設長等不可) 個人で申込む方は、個人の押印が必要です。認印可
2	サービス管理責任者又児童発達支援管理責任者研修修了証書の写し	複数分野の修了証書をお持ちの方は、 <u>最後に修了した分野の(最も新しい)修了証書のみ</u> で可
3	相談支援従事者初任者研修の修了証書の写し	以下のいずれか ①相談支援従事者研修(講義2日部分) ②相談支援従事者初任者研修を修了証書 ③旧障がい者ケアマネジメント研修修了証書+相談支援従事者初任者研修(1日課程)の修了証書 ※相談支援従事者現任研修修了証では受付できません。必ず上記①～③のいずれかの書類を添付してください。
4	返信用封筒 (1法人1通) A4判用紙が折らずに入るサイズ(例:角形2号) *申し込みの際は折り畳んでいただいで結構です。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講の可否に係る通知の返信用封筒を1法人につき、1枚ご用意ください。 ・宛名は受講申込者に係る通知の返信先を明記(「御中」又は「様」としてください) ・表側右下に受講申込者全員の氏名を記入しておいてください(封入時に受講希望者の氏名を確認する為)。 ・表側に朱書きで「<u>不足分受取人支払</u>」と記載。 <p>※決定通知・不決定通知は1名につき、1枚作成します。不足の無いよう、切手をお貼りください。 <参考>角形2号封筒・50g以内(A4判用紙8枚程度)の場合…120円切手</p>
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送書類を入れる封筒は、表に朱書きで「<u>更新研修申込</u>」と記載してください。 ・修了証書に記載されている氏名から変更されている場合は、氏名の変更を証する書類を添付。 <p>例)戸籍謄本・運転免許証の写し(表裏で旧氏名と新氏名が確認できる場合に限る)など ※住民票不可 本籍地が県外で取り寄せに時間がかかる場合は、申込みを優先し、事務局へご相談ください。</p>

※御提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

※修了証書を紛失されている場合、当該研修を実施した機関への修了証明書の発行依頼の手続きが必要となりますが、時間を要しますので早めにご確認ください。

8 申込先（問い合わせ先）

〒299-3211

千葉県大網白里市細草3215 社会福祉法人ワナーホーム内

特定非営利活動法人 千葉県精神障害者自立支援事業協会 担当：野老（ところ）

（TEL 080-9336-8098）受付時間 平日 10：00～17：00 迄

※上記の番号・時間でのみ、受け付けています。事務局であるワナーホームにお問い合わせいただいても、ご回答できません。

また、郵送した申込書類が届いているかのお問い合わせには対応できかねますので、御不安がある方については、追跡可能な郵便で申し込みください。

9 申込期限

電子申請：令和5年7月21日（金）※当日23時59分まで

郵送書類：令和5年7月21日（金）※当日消印有効

10 受講者の決定

受講の可否については、文書により令和5年8月下旬（予定）までに通知します。

申込者が定員を上回った場合は、選考の上決定します。（先着順ではありません。）

※ 選考基準

(1) 千葉県内の障害福祉サービス事業所等において従事しているまたは予定している者で次に掲げるサービス管理責任者等研修の修了年度（複数分野の場合は最も新しい修了年度）の順

- ① 平成29年度から平成30年度の間旧サービス管理責任者研修等を修了した者
- ② 平成18年度から平成28年度の間旧サービス管理責任者研修等を修了した者のうち、現にサービス管理責任者等として業務に従事している者
- ③ 平成18年度から平成28年度の間旧サービス管理責任者研修等を修了した者のうち、前項に該当しない者

(2) 県外のサービス管理責任者

※同順位の場合は、修了年度の古い方を、同一年度に修了している場合は、現にサービス管理責任者等として勤務している方を優先します。

11 修了証書の交付

(1) 全ての課程を修了した方には修了証書を交付し、千葉県において修了者名簿を作成の上、管理します。

(2) 修了証については、①サービス管理責任者、②児童発達支援管理責任者のいずれか片方の交付となります。研修については、分野統合されているので、どちらの修了証であっても、実務経験を満たせばサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者のどちらにも従事することができます。

1.2 研修受講にあたっての注意事項

(1) 申込み内容について

申込書類に不備があった場合や、申込み時に記載の連絡先で連絡が取れない場合は、事務局の判断により優先順位を下げさせていただく場合があります。

(2) 感染症の拡大防止のため、発熱等の症状がある方は受講できません。

(3) 次の項目に該当する受講者は、研修の修了を認めず、修了証書を交付しません。

ア 申込内容に虚偽のあることが判明した者（修了証書交付後であっても、修了の取消等の措置をとることがあります。）

イ 所属又は自己の都合により、欠席又は30分以上の遅刻・早退・離席があった者
※災害や事故により公共交通機関が遅延した場合は必ず遅延証明書を御提示ください。

ウ 次の項目に該当し、指導に対して改善が認められない場合。

(ア) 私語、居眠り等、著しく受講態度が悪い場合

(イ) 研修と無関係に携帯電話、タブレット、及びPC等を使用した場合

(ウ) 他の受講者や講師を一方向的に批判、攻撃する等、講義・演習の進行を妨げる行為

(エ) 演習での発言や役割等を拒否又は放棄した場合

(オ) その他、主催者が交付不相当と判断した場合

(4) 会場（グリーンタワー）の駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。